

兵庫県河川審議会 第3回企画部会

平成23年11月16日(水)

ひょうご女性交流館5階 501会議室

(午前10時 開会)

脇舛総合治水課副課長 定刻となりましたので、ただいまから兵庫県河川審議会第3回企画部会を開催いたします。

私は、本日の司会進行をさせていただきます総合治水課の脇舛と申します。よろしく願いいたします。初めに本日の企画部会の成立についてです。

本部会の委員数は8名ですが、6名の委員にご出席をいただいております。したがって、兵庫県河川審議会条例第7条第2項の規定(委員の過半数出席)の準用により、本会議は成立していることをご報告いたします。続いて、山内総合治水課長からご挨拶を申し上げます。

山内総合治水課長 おはようございます。山内です。

本日はお忙しい中、第3回企画部会にご出席いただきまして、ありがとうございます。条例骨子案につきましては、これまで2回の企画部会での審議を踏まえまして、河川審議会の本審におきまして、中間答申をいただきました。その後パブリックコメント、市町への意見照会を行いまして、貴重な意見をたくさんいただいております。本日は、中間答申でいただきましたご意見、パブリックコメント等でいただいたご意見を踏まえまして、さらに、我々内部での検討結果を踏まえまして、条例骨子案の修正案を作成し、説明させていただきます。

どうか、十分にご審議、ご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

脇舛総合治水課副課長 次に、本日ご出席をいただいた委員の皆様を、お手元の委員名簿の順にご紹介いたします。

河川審議会会長、井上和也委員です。

井上委員 井上です。よろしくお願いします。

脇舛総合治水課副課長 当企画部会の部会長、道奥康治委員です。

道奥委員 道奥です。よろしくお願いします。

脇舛総合治水課副課長 吉田秀子委員です。

吉田委員 吉田です。よろしくお願いします。

脇舛総合治水課副課長 田中丸治哉委員です。

田中丸委員 田中丸です。よろしくお願いします。

脇舛総合治水課副課長 角松生史委員です。

角松委員 角松です。よろしくお願いします。

脇舛総合治水課副課長 酒井彰委員です。

酒井委員 酒井です。よろしくお願いします。

脇舛総合治水課副課長 安田委員と矢守委員の2名の委員につきましては、本日は欠席となっております。

引き続き、県側の紹介です。こちらは、今回の条例を検討するに当たり、部局横断的に関連する庁内の組織で「庁内検討会議」を設けておりまして、そのメンバーから出席をお願いしております。個々のご紹介については、お手元の名簿でかえさせていただきますと思います。

続いて、事務局の総合治水課の紹介です。

課長の山内です。

山内総合治水課長 山内です。よろしくお願いします。

脇舛総合治水課副課長 副課長の八木下です。

八木下総合治水課副課長 八木下です。よろしくお願いします。

脇舛総合治水課副課長 以下その他の事務局職員は出席者名簿のとおりでございますので、ご確認をお願いいたします。

次に、お手元の資料の確認をいたします。次第の裏面に配付資料一覧がございますが、確認をさせていただきます。まず、次第、配席図、出席者名簿、資料 1 - 1 「兵庫県総合治水条例（仮称）骨子案総則編」、資料 1 - 2 「同 方策編」、資料 2 - 1 「兵庫県総合治水条例（仮称）骨子案総則編 修正対比表」、資料 2 - 2 同じく「方策編 修正対比表」、資料 3 「審議スケジュール（案）」、参考資料 1 - 1 「県民意見提出手続（パブリックコメント手続）主な意見の要旨」、参考資料 1 - 2 同じく「パブリックコメントの意見と県の考え方」、参考資料 2 - 1 「市町への意見聴取 主な意見の要旨」、参考資料 2 - 2 同じく「市町の意見と県の考え方」、参考資料 3 「総合治水の推進について（中間答申）」、参考資料 4 「パブリックコメント提出手続時（9月20日時点）の骨子案」、そして、配付資料一覧にはございませんが、参考資料 5 として「兵庫県総合治水条例（仮称）骨子案のあらまし」がございます。

以上でございますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事に入ります。

会議の議長につきましては、兵庫県河川審議会運営要綱第 2 条の規定を準用いたしまして、部会長が行うこととなっております。

それでは道奥部会長、よろしくお願いいたします。

道奥部会長        それでは、第 3 回の企画部会の議事を進めてまいります。

本日はご出席いただきましてどうもありがとうございます。

本日の会議の議事録の署名と公開の取り扱いについてお諮りしたいと思います。

まず、議事録についてですが、後日作成します本日の議事録の署名人を定めたいと思います。運営要綱第 7 条第 2 項によりますと、議長と議長が指名した委員が署名することになっております。今回は田中丸委員に議事録署名人をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

田中丸委員        はい。

道奥部会長           ありがとうございます。それでは田中丸委員、よろしくお願ひします。

続きますして、会議の公開についてですが、本日は、傍聴のお申し出が無いようでございます。したがいまして、本部会は原則公開ではございますが、傍聴のお申し出が無かったことをご報告いたします。

それでは、お手元の次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議事、「兵庫県総合治水条例（仮称）の修正骨子案について」でございます。骨子案については先ほど山内課長のご挨拶にもありましたが、前回（第2回）の企画部会の審議をいただきまして、9月に河川審議会で「総合治水の推進について」ということで中間答申（本日の資料にもありますが）を行いました。

その後事務局において、条例骨子案に対するパブリックコメント、それから市町への意見照会を行いました。さらに、武庫川における総合治水をテーマとしたシンポジウムを、この間に開催されました。これらの状況を踏まえまして、前回事務局から見せていただきました条例骨子案を修正いただいております。まずその修正の内容について事務局の方からご説明をよろしくお願ひします。

八木下総合治水課副課長           総合治水課副課長の八木下でございます。座らせていただきまして、説明させていただきます。

まず最初に、ちょっと説明が長くなります。順番としては、まず最初に参考資料のほうで、パブリックコメント、それから市町意見等でいただきました主な意見をご紹介させていただきますして、その上で修正済みの骨子案について、パブリックコメント時の骨子案とその修正の対比という形で説明させていただきます。

そして最後に、河川審議会から中間答申でいただいた意見への対応について説明させていただきます。

なお、今回説明いたします対比案につきましては、パブリックコメント時の骨子案と今回の修正案の対比になっておりまして、パブリックコメント時の骨子案は、

中間答申をいただいた9月13日の案から、いただいた中間答申の内容、それから9月23日に開催されましたシンポジウム「武庫川からはじめる総合治水」ここでもいろいろ貴重なご意見がございましたので、そのあたりも勘案しまして、我々として、インセンティブや調整池の設置・保全の義務化に関する県の考え方や、総合治水の取り組みが健全な水循環の確保等自然環境にも寄与すること、水田やため池の保全や利水目的で設置した貯水施設が貯留効果を発揮すること等を、中間答申をいただく際にお示しした案に対して修正をしたものでございます。

その修正については、参考資料4として、修正箇所を示したものを添付させていただいております。ということで、審議会でご審議いただいたものとの対比にはなっていない点で申し訳ないんですけど、パブコメは、パブコメ時の案に対していただいておりますので、対比としては2段階の修正を行ったという形で、2つの資料を添付させていただいております。

それでは最初に、パブリックコメントでいただいた主な意見の要旨について説明させていただきます。まず参考資料1-1をご覧くださいませでしょうか。資料がたくさんあって申し訳ございませんが、参考資料1-1、1枚ものの資料でございます。パブリックコメントにつきましては、9月30日から10月20日までの3週間実施しておりまして、18名の方から、123件の意見をいただきました。123件の意見のうち、主なものの要旨を参考資料1-1でご紹介しております。順番に読ませていただきますと、1番として「治水対策の大きな転換を図るために条例が必要であり、賛同する。」、2番「河川対策だけでなく、流域対策、減災対策にも重点的に取り組むべきである。」、3番「総合治水が環境に寄与することを認識し、環境や景観に配慮して推進すべきである。」、4番「参画と協働の視点で、行政と住民・民間がパートナーシップを結んで推進すべきである。」、5番「総合治水推進計画は流域圏を基本として、小流域単位に分けた整理を行い、見直しの実施と透明性と意見反映を確保すべきである。」、6番「総合治水推進協議会には県

民が参画し、条例の実効性を確保するため、県が主導すべき。」、7番「利水ダムの利活用を積極的に推進すべき。」、8番「調整池の設置・保全是義務化すべき。」、9番「雨水貯留浸透、貯水施設の水位下げ、遊水機能の維持、耐水化にはインセンティブが必要。」、10番「雨水貯留や遊水地には日常の利用と併せて推進されたい。」、11番「土地利用変更の抑制、ポンプ排水の抑制には実効性を持たせるべき。」、12番「県民ニーズに応じた県民にわかりやすい浸水被害に関する情報提供を行うべき。」というようなものが、主な意見の要旨でございます。非常にたくさんの意見をいただいております、かいつまんでまとめております。

この他にも様々な意見をもらっております、参考資料1-2に、123全ての意見と、それに対する県の対応の考え方を示してございます。この中には、盛り込み済みのもの、参考として骨子案に反映したもの、条例制定時に参考とするもの、あるいは条例制定後に参考とするもの、というような形で対応を記させていただいております。

また、次に、市町からの主な意見の概要についてご説明いたします。参考資料2-1ですね。パブリックコメントと並行して市町に意見照会しております。県下41市町のうち、17市町から意見をいただきました。その他については特に意見なしということでございます。17市町からの意見のうち、主なものの要旨につきましては、参考資料2-1のとおりでございます、「1、雨水貯留浸透、貯水施設の水位下げ、遊水機能の維持、耐水化にはインセンティブが必要。」「2、施策の推進にあたり、市町に負担が生じないようにしてもらいたい。」「3、調整池設置・保全、雨水貯留浸透設備の設置・維持等の施策の推進に係る事務手続きを明確にされたい。」「4、土地利用に係る計画の対象を明確にされたい。」というようなもので、どちらかという、施策を推進する側になりますので、手続関係のことが、この段階ではあまり見えてないので、今後の課題としてこのようなご意見が出てくるものと思っております。

パブコメと同様に、参考資料 2 - 2 に、出ております意見のすべてと、それに対する県の対応の考え方を示しております。以上が、市町からいただいた意見でございます。

続きまして、おさらいという意味で参考資料 3 に、中間答申をつけさせていただいております。中間答申については、条例の必要性や一般への周知、「市町との連携、費用負担」「調整池の設置・保全に係る財産権や運用上の課題」「総合治水推進計画について」というような項目について、ご意見をいただいております。この中味と対応につきましては、最後にご説明させていただきたいと思っております。

以上が、今から説明させていただきます「パブコメ、市町意見照会時の骨子案」から現在の「修正済みの骨子案」への修正を行う根拠となった意見でございます。

それでは、本資料、委員の皆さんには A 3 でお配りしております資料 2 - 1、2 - 2 で、「修正済みの骨子案」について、修正箇所を中心に説明をさせていただきます。

まず、資料 2 - 1 をご覧いただきたいと思っております。資料 2 - 1 の方は骨子案の総則編ということになってございます。まず、資料 2 - 1 で、資料の凡例等について説明をさせていただきますと、まず左の列に、「パブコメ・市町意見照会時の骨子案」を示しております。真ん中の列に「修正済みの骨子案」を書いております。修正によって削除になっている部分というのは、左の列のところで二重線で消しまして、追加になった部分は、真ん中の欄にアンダーラインを引いております。ですから、二重線とアンダーラインが同じ位置についているものについては、書き換えというか、修正になった箇所ということになります。それから、一番右の欄に、主な修正理由と内容を記しております。一番上に凡例と書いておりますけれども、修正の根拠が「パブコメ」の場合は「パ」でハイフンをつけまして参考資料 1 - 2 の意見番号」、それから「市町意見」の場合は「市」でハイフン、参考資料 2 - 2 の意見番号」それから、中間答申でいただいたものにつきましては「審」という記号

で、それぞれ四角囲みで表示して、その下に内容を記載しています。その他、事務局の精査等により修正したものについては、矢印で示しております。

では、説明に入らせていただきます。まず、資料 2 - 1 総則編の 1 頁目でございます。最初に「前文」でございますけど、総合治水対策が必要な背景や条例の必要性について述べる「前文」について、総合治水対策の前提として、災害に強い森づくりや土砂流出対策にも取り組んでいること、また都市部だけでなく、河川の中上流部でも浸水被害が発生していること、これを追記しまして全体を修正しております。ちょっと補強したというような形になっております。

続きまして「基本理念」でございます。骨子 1 に、総合治水対策の目的として、アンダーラインを引いていますように、「台風などによる大雨、集中豪雨及び局地的大雨による浸水被害を軽減する」ということを明確に記載いたしました。

続きまして同じ頁、骨子 3 でございます。「健全な水循環の確保等自然環境にも寄与すると認識して進める」という記述につきましては、2 頁目になりますけども骨子 5 として、「水循環や動植物の生息・生育環境にも寄与すること」を加えまして、より詳しく記載をしておりますので、この部分からは削除しております。

続きまして 2 頁目でございます。解説(1)(2)(3)でございますけども、従前、左側の解説(1)で、近年の災害状況から、河川下水道対策では被害が防げなくなっていることを述べていましたけれども、近年の災害を教訓に、災害に強い森づくりや土砂流出対策にも取り組んでいることを記載しまして、そのあたりを詳しく書いたということで(1)から(3)という構成にしております。続きましてその下の解説(5)でございます。地域の特性に応じた計画を策定することを記載していましたが、この部分については、後に説明します「総合治水推進計画」の項目の方で記載すべきだろうということで、この部分からは削除しております。後ほど、総合治水推進計画のところで説明させていただきます。

続きまして資料 3 頁目でございます。同じく骨子(9)としまして、先ほど言い

ました、従前の骨子（５）で書いていた「総合治水対策が環境と景観、水源涵養、水循環・動植物の生息・生育環境に寄与することを配慮する」ということを、解説（９）として、詳細に記載しております。これについてはパブリックコメントでたくさん意見をいただいております。

続きまして４頁目でございます。いちばん上の「県の責務」でございます。骨子２、３の部分で、県が、国及び市町、それから県民及び事業者と連携するということについて、元も書いてあったんですけど、そのあたりをそれぞれ毎に整理して記載しております。

それからその次「市町の役割」これについては文章の修正のみでございます。「総合治水対策の推進に関し」、というフレーズの位置を変えております。

続きまして同じ頁、「県民及び事業者の役割」でございます。骨子１につきましては、従前の骨子１、２を統合しまして、県民及び事業者の自発的な取り組みが重要であるということを記載しております。それから、骨子２につきましては、県民、事業者相互の連携が重要であるということを追記しております。

次に５頁目でございます。解説（４）のところで、総合治水対策が、県民の環境意識や地域コミュニティの醸成など、多面的な効果をもたらすというようなこと、これに配慮して実施するというを追記しております。それから、解説の（７）（８）につきましては、県民の自発的な取り組みの重要性や、県民・事業者相互の連携の重要性、骨子の方で追加している部分を追記しております。それから解説（９）につきましては、総合治水の方策を進めるためには、インセンティブが必要であるとの意見を中間答申でいただいていたため、パブコメ実施にあたりまして「インセンティブを与える仕組みについては、実際の取組を進める中で、各地域の総合治水推進協議会における総合治水推進計画策定の中で県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行う」という県の考えを追加しておりました。パブコメでも、インセンティブが必要との意

見はたくさんいただきましたけど、基本的には、前述のような考え方でおりまして、ただし、検討の主体が明確でなかったため、県関係部局が中心となってインセンティブの検討を行うということを追記しております。

続きまして6頁目でございます。「総合治水推進計画」と「総合治水推進協議会」についてでございます。従前、「推進協議会」につきましても、「推進計画」の項目の中で、「地域毎に総合治水推進協議会を置く」としか記載しておりませんでしたけども、「推進計画」と「推進協議会」これを別項目として、「推進計画」で、総合治水推進協議会では県が主導的役割を果たすことを記載するとともに、「推進協議会」で、総合治水推進協議会は、県民、事業者及び県、市町その他の関係行政機関で構成するということを明記いたしました。それからその下の解説(1)でございます。総合治水推進計画については、中間答申で「地域等の概念をイメージしやすくする必要がある」「地域の実情を反映させる必要がある」「住民参画のプロセスを明確にすべき」という意見をいただいております。これをパブコメ実施時に、「条例のあらまし」というリーフレット(参考資料5で添付しておりますけど)、にそのイメージを記載しましたが、中間答申と同様に、パブコメでもたくさんの意見をいただいております。これを受けまして、解説(1)で、まず推進計画の策定単位である「地域」については、主要な河川の流域を基本とし、土地利用の実態や周辺の河川の状況を踏まえ、県内を10程度に分割して設定することを想定しているということを記載しました。これは現時点で我々としてこれぐらいの単位が適当ではないかと思っております。大きな河川流域を中心に、県内を分割するというところでございます。

続きまして7頁目でございます。総合治水推進協議会の構成については、別途解説(3)で詳しく記載することとしまして、この解説の(2)では「広く情報を開示するとともに、県民の意見を聴くこと」を明記した上で、「地域の特徴」「浸水被害の状況」「小さな地区レベルでの具体的な取組内容」「取組の実施方法」「フ

「フォローアップ」等を計画に盛り込むということを示してあります。また「 」で補足として書いてありますが、モデル地区で計画策定を行って、ひな形を示す必要があるという県の考え方を記載してあります。続きまして、追加しました解説(3)でございます。「総合治水推進協議会」は、県のほか、国、地域内に所在する市町、県民及び事業者等のなかから、各地域の特徴や課題等を勘案して構成することを記載しました。

以上が総則編の変更内容でございます。

引き続きまして、資料2-2、同じくA3ヨコの資料でございます。方策編の資料の修正について説明させていただきます。方策編につきましては、あらましの方でも書いてありますが、従前どおり、河川・下水道対策2方策、流域対策7方策、減災対策8方策、この3本柱の方策の中に、各それぞれの方策を書いた、計17方策で構成しております。この骨子案の方ではそれぞれ という数字で表しております。

まず1頁目でございます。「 河川の整備、維持」ということで、まずタイトルで、整備だけでなく、維持も対象としていることを明確にするため、「維持」という言葉を追加しております。骨子、目的、現状、解説あたりについても、同様に「維持」という言葉を追記しております。まず骨子1では、河川法に基づいて、計画の策定及び整備、維持を行うということ、この基本原則を従前は上手く書けてなかったため、このあたりを明確に記載しました。骨子2では、留意事項の(5)については、ダムの事前放流しか対象がないような表現になっておりましたので、「事前放流を例示として、ダムの適切な維持管理を行う」というようなことですね。このあたり留意事項になるんですけど、留意するということでこの修正をしております。

続きまして2頁目でございます。2頁目で河川整備・維持の課題を書いてございますけれども、(3)番として、平成16年、21年、23年など兵庫県では災害を受けておりました、災害で得られた教訓や河川を取り巻く状況変化を踏まえて、

河川の整備、維持を進める必要があるということを課題に付け加えております。

続きまして、3頁目でございます。解説(4)でございます。近年の災害を受けて、兵庫県が河川の整備、維持にあたって留意している内容を詳しく追記いたしました。それから、解説(5)としましては、河川の整備、維持にあたって、「ひょうご・人と自然の川づくり 基本理念・基本方針」あるいは「生物多様性ひょうご戦略」に基づく「生物多様性指針」に基づいて、生物多様性に配慮した整備に取り組んでいるという、河川整備にあたっての環境配慮のスタンス、これを追記しております。

続きまして4頁目でございます。「下水道施設の整備及び維持」でございますけど、ここにつきましても、タイトル、骨子、目的、現状、解説に「維持」という言葉を追加しております。

続きまして6頁目から8頁目に「開発に伴う調整池の設置」という項目ございますが、ここについては修正は特にしておりません。なお、中間答申で「財産権の侵害、内在的制約という考え方については慎重に考えて基本的な考え方を示すべき」との意見をいただいております。パブコメ時に8頁目の解説(7)で、答申には入ってなかったんですけど、解説(7)で、その時点での県の考え方、調整池の設置義務は内在的制約と考えられるという県の考え方を示しております。この点については、現在も検討中でございます。

続きまして、9頁目から10頁目に「調整池の保全」を記しておりますが、ここも文言修正が骨子のところであるのみでございます。

次に11頁から12頁に「流出増を伴う土地利用変更の抑制」について書いておまして、今回、修正はありませんけども、企画部会でいただいたご指摘をもとに、パブコメ時に12頁の解説(2)で、これについては、土地利用計画に係る方策がこのと後ほど説明します 浸水被害を拡大させる土地利用変更の抑制、この2箇所土地利用計画にかかるものが出てくるという、ちょっとわかりにくいとい

うご指摘もございましたので、なぜ別々に出てくるのかという、目的が異なるということの説明文を追加したうえで、パブリックコメントにかけておりました。

次に13頁から14頁目でございます。「土地の遊水機能の維持」についてでございます。骨子1で、この方策を推進するにあたっては、県が市町と連携して、土地所有者に対して、施策を講じるということを明記しました。

続きまして15頁から16頁「出水時における河川へのポンプ排水の抑制」でございますけど、こちらについても一部、文言修正があるのみでございます。

次に、17頁から18頁でございます。「-1 雨水貯留浸透設備の設置、維持」ということで、17頁には修正はないですけども、18頁目の解説(2)でございます。水田、ため池における貯留の取り組みについて、その「保全」にも努めていただくことが重要だということを記載しました。もともと-1というのは施設の設置を主にした方策ですけど、水田・ため池については従前からその機能があるということ、その保全という観点を追加しております。それからその下の解説(3)でございます。流出抑制目的の貯留設備が様々な用途に活用でき、また逆に雨水の利用目的の貯留設備が雨水の流出抑制にも利用できること、雨水貯留の取り組みが、防災意識を高めるだけでなく、環境への関心を醸成し、ひいては地域防災力を高めること、こういうことから、雨水貯留浸透設備の設置について、雨水利用機能、雨水流出抑制機能の両面から推進するということを記載しました。治水だけでやっていくというよりは、いろんな副次的な効果もあるということも考えながらやっていくということでございます。

次に19頁から20頁で「-2 貯水施設による雨水貯留容量の確保」についてでございますけども、まず19頁の骨子1で、ため池、利水ダムを書いたのですが、それに加えて、雨水貯留浸透設備を設置した施設、これもこの方策の対象となることを記載いたしました。その下のほうの解説(1)で、今年度おきました台風12号の災害等から、利水ダム等の活用の動きが、具体化しております。そ

のようなことを記載しております。続きまして解説（２）ですけれども、台風期の、秋口に、ため池の池干しを行ったりしている、その多面的な効果について少し詳しく書いております。

続きまして２１頁でございます。「森林整備による保水力の維持、向上」の、現状（２）のところでございますけれども、県で導入しております「県民緑税」によりまして、県民が、森林整備に係る負担をしているという状況であることを記載しております。

次に２２頁から２３頁「浸水想定区域及び浸水の深さの周知」という方策でございますけれども、まず２２頁の現状（３）のところで、ＣＧハザードマップのことを書いておりますが、公表開始年を追記しております。それから２３頁、解説（２）で、市町が内水ハザードマップの作成に努めていただくこと、それから、県としてはその支援に努めるということをここで記載しております。それから、解説（３）では、県民自らが日頃から住まい方や災害時の行動について考える機会を増やすため、ハザードマップ等を市町窓口で配布とか店舗等への掲示をすとか、宅地建物取引時における配布をする等、様々な周知に努めるということを記載しました。続きましてその下の解説（６）でございます。解説（６）でＣＧハザードマップについては見直し等を現在も行っておりますけれども、継続的に行うということを記載しております。

次に２４頁でございます。「浸水被害の発生に係る情報の伝達」ということでリアルタイム情報の伝達のことを書いているところですが、２４頁目の骨子３でございます。県民・事業者には、情報の把握をしてもらうということを書いてたんですけれども、把握だけでなく、周知も行っていただいた上で、自己及び相互の安全確保に努めてもらうということを記載しております。次に、現状（３）５）のアンダーラインを引いているところでございますけれども、道路アンダーパス部に対する、県の取り組み状況を記載しました。それから、現状（４）について、地下街

等における浸水対策の現状を記載しました。この辺りは近年のゲリラ豪雨で、アンダーパス部での事故が起きたりとか、最近では津波とかで地下街の安全性のこととかが注目されておりまして、総合治水対策ということで、そのあたりにも目を向ける必要があるんじゃないかと言うことで、記載を追加しております。

続きまして25頁目でございます。課題(4)(5)で、同じく道路アンダーパス部と地下街の浸水対策の課題を記載して、さらに解説(4)(5)で、それらへの取り組み方針を記載しております。追記の内容を説明しますと、県道については、アンダーパス部で注意喚起看板とか道路冠水情報板の更新とか、水深表示板の改善等進んでおります。ただ県内にはそれらの対策がまだ必要なところもありますので、そういうところについてはさらに積極的な情報伝達が望まれるということ、それから地下街については、水防法に基づいて地域防災計画に定められた地下街については地下街の管理者にその洪水時の避難確保のための計画策定とか義務があるんですけど、それら以外のものについては、そういう義務がないということで、管理者の判断に委ねられているということもございまして、今後それらへの対策が必要だと言うことでございます。

続きまして、26頁目に「浸水被害の防止に関する知識の普及啓発」ということで、骨子1、2、それから課題(3)のところ、防災教育や生涯学習等の学習ということも重要であるということを追記しております。それから、解説(3)では、そのような学習ですとか、地域の防災リーダーやNPO等の専門家による啓発等により、県民の学習機会を増やすための取り組みを引き続き推進するということを追記しております。

続きまして27頁目「水防体制の強化、防災訓練等の実施」でございます。現状、課題、解説のところ、防災リーダー育成や被災時の支援等について追記しております。

続きまして28頁から29頁でございます。「施設の浸水被害軽減のための耐

水化」でございます。まず28頁目の骨子1で、耐水化にかかる施設の機能維持にも努めてもらうということを記載しております。

それから29頁目の解説(5)でございます。地下街、先ほど出ましたけれども、地下街等の管理者等に、避難確保計画の策定、止水板の設置や電気設備の高所化などの対策の実施に努めてもらうことを記載しております。

次に30から31頁「二線堤、輪中堤等の整備、維持」これについては特に修正はございません。

次に32頁から33頁「浸水被害を拡大させる土地利用変更の抑制」、これについても今回、修正はございませんけれども、最初の方で言いました方策との関係については、解説(5)で記した上でパブリックコメントにかけておりました。

次に34頁「浸水被害からの早期復旧の備え」これについては修正はございません。

以上で、骨子案についての修正の説明を終わらせていただきますけれども、今から、9月13日にいただきました中間答申への今回の修正等、対応状況について、簡単に説明させていただきます。

お手元の参考資料3をお願いいたします。参考資料3、A4縦長の、表面に「総合治水の推進について(中間答申)」とある資料でございます。これをめくっていただきまして、2番「兵庫県総合治水条例(仮称)骨子案に対する河川審議会の意見」、見開き右側の頁に表形式で意見を示していただいております。これの から について、現在の対応状況を説明させていただきます。

で、「県民の理解を得るには、行政、県民等の責務や役割をわかりやすく説明する工夫が必要」との意見をいただいております。パブリックコメント時に、参考資料の5につけております「あらまし」を作成しまして、17方策の体系ですとかこの条例の特徴を簡潔に示した資料を作成しております。これで十分かということ、まだいろいろ足りないところもあるかと思いますが、まずはパブコメ時にこういう

ものを作ったということでございます。それから、17方策毎に、骨子案で説明したとおり取り組み内容を示しているため、ダブリ感のあるものがあったり、方策がたくさんあってわかりにくいということもあるんですけども、これらをまとめてまいりますと、各方策ごとに異なる、県、市町、県民及び事業者の責務や役割が見えにくくなることもあるのかなということで、現時点でもこのような組み立てが良いのではないかというふうに考えております。一般への周知については、今後も努めて参りたいと考えております。

次に、市町との連携について、「取り組みの推進にあたっては、市町からの意見聴取を行い、十分な連携が必要」ということで、骨子案を作る途上で、市町には説明を行ったり、今回は意見聴取を行いました。今後、実際進めていく段階になりますと、総合治水推進協議会に参画していただいたうえで、十分な意見交換を行っていく必要がありまして、今後、確保に努めていく内容であると考えています。

続きまして、取り組みを推進するための仕組みということで、「インセンティブを与える仕組みの検討、多面的な効果の強調が必要。」ということで、資料2-1の5頁目の骨子案 **総則編** 「県の責務」の解説(8)で記載しておりますけども、インセンティブについては、今回、条例を制定するに当たってインセンティブをセットでということではなくて、条例制定後に必要性を吟味して考えていくというふうにしたいと考えています。

それから同じく、仕組みの関係で、「痛みを伴う者への費用負担や基準、指針の支援の考え方の整理が必要」だというご意見でございます。費用負担については、いま説明しましたインセンティブの考え方でございますけども、指針につきましては資料2-2 **方策編** の方の対比資料ですけど、これの29頁目の解説(3)では、耐水化については指針の作成が必要であるということを示していましたが、パブコメ実施にあたりまして、同じく資料2-2の18頁目でございます。18頁目の解説(3)で、貯留浸透設備の設置についても、何らかの指針作成等が必要で

あるという認識を追加しております。

続きまして、いただいた意見の「調整池の設置、保全について、「財産権の侵害、内在的制約等について、慎重に検証して、考え方を示す必要がある。」というご意見につきましては、パブコメ時点では、資料 2 - 2 の 8 頁目の「方策編」 「開発に伴う調整池の設置」の解説（ 7 ）で、その時点での県の基本的な考え方を示しておりますけれども、さらに、検証していきたいと考えております。

続きまして でございます。「調整池の保全については、調整機能の維持も含めた考え方にすべきである。」ということで、これについては資料 2 - 2 の 9 頁目、調整池の保全の骨子 1 で、「点検又は調査、及び必要に応じ修繕又は改良を行い、保全に努めてもらう」旨を規定しております。実務にあたって、この保全の実効性の確保については、今後検討していきたいと考えております。

次に でございます。「調整池設置、保全に係る、勧告、公表等の仕組みについては、慎重に議論すべき。」ということで、これについては方策編の「開発に伴う調整池の設置（ 6 頁目 ）の骨子 4、あるいは「調整池の保全の骨子 5（ 9 頁目 ）で、条例に基づく設置、保全が行われなかった場合、勧告を行い、従わなかった場合にはその旨を公表することを考えておりました、今後、条例制定に向けて、さらに、慎重に検討したいと考えております。

続きまして総合治水推進計画について 3 つご意見いただいております、推進計画については、「地域の概念をイメージしやすくすべき。」ということで、参考資料 5 でつけております「あらまし」の裏面で、地域の大まかなイメージを、非常に小さな図で見にくいんですけども、示すとともに、資料 2 - 1 の「総則編」の「総合治水推進計画」の解説（ 1 ）、 7 頁目になります、そこで「「地域」は、主要な河川の流域を基本とし、土地利用の実態や周辺の河川の状況等を踏まえ、県内を 10 程度に分割して設定することを想定しています」という考え方を示しております、この方向で検討したいと考えています。

続きまして でございます。「推進協議会の役割を明確にし、住民参画の下、地域の実情を反映したものとする姿勢を条例の中で示すべき。」ということで、資料 2 - 1、6 頁目から 7 頁目の「総合治水推進計画」の骨子 2、あるいは解説(2)(3)で、協議会には県民及び事業者に参画していただくこと、広く情報開示して、意見を聴いて、反映させることを追記しております。

最後に、 として、「住民参画のプロセスを明確に打ち出すべき。」というご意見。先ほど のところで説明したとおり、協議会には県民及び事業者に参画していただくこと、広く情報開示して、意見を聴いて、反映させることを記載しておりますが、詳細なプロセスについては、今後、推進計画策定にあたって、このご意見については配慮していきたいと考えています。

以上、長くなりましたが、修正済みの骨子案及び中間答申への対応についての説明を終わらせていただきます。

道奥部会長 どうもありがとうございました。

それでは、どこからでも結構ですので、ご意見・ご質問等をお願いします。

はい、お願いします。

井上委員 多くの方々の意見を集めておられて、だんだんと良くなっている、リファインされていっているというのがよくわかりました。

1 点、一番最初の総則のところ、資料 2 - 1 の 1 頁目、「前文」の第 2 段落ですが、「このようなことから災害に強い森づくり及び土砂の流出対策云々」というのがあって、その後に従来の河川対策及び下水道整備、流域の貯留施設の確保と、そういう順序で書かれているんですが、後の「方策編」の順序とはだいぶ違うんですね。「方策編」の順序ではやはり河川整備とか下水道整備とかが先に来て、それから後の方になって森林の話と、そのようになっておりますので、そのへんがチグハグしているような感じを受けたんですが、いかがでしょうか。

山内総合治水課長 前文の第 2 段落目ですけれども、まず、山をしっかりと管理

するということが非常に重要になってきてまして、山地からの土砂の生産を抑える、流木の河道への流出を抑える、そのためにまず山をしっかり管理する。で、それでも出てくる土砂が河道閉塞等しないように、しっかり治山・砂防事業に取り組むと。それを所与のものとして、それでなおかつ下流域に流出する洪水に対して、この総合治水というものを位置づけますと、ということで書いたつもりです。

たしかに「災害に強い森づくり」というのが施策の で出てくるんですが、 で考えていますのは、保水力を高める、流域の持つ保水機能・貯水機能を高めるという意味での山の位置づけを書いておりますので、そういう意味では前文の第2段落目の「森づくり」、土砂の流出というのは、前提条件と言いますか、所与のものとして、そこから先の、そこから下流の洪水の流出についてこの総合治水で取り組みますという形で作ったつもりでございます。

井上委員 なるほど、前文の方はどちらかというと水の流れてくる順序を書いていると、大まかに言えば、順序で書いていると、そういう意味ですね。わかりました。

道奥部会長 これは武庫川シンポで知事さんが話されたことを採用されたと言う感じですね。何か、そういうことをだいぶ強調されていました。

その他いかがでしょうか。

角松委員 すいませんよろしいでしょうか。

道奥部会長 はい。

角松委員 細かい点なんですけれども、「整備」と「維持」のところで、従前案では河川工事と維持の上位概念として「整備」というのを使っていたのを、それを「整備」と「維持」を並立するように全部変えられていると思うんですが、河川法の用語は従前案に近いのかなと思うんですが、そのあたり、変更された理由などを教えていただけますでしょうか。

山内総合治水課長 委員おっしゃる通りで、河川法の中では、「整備」とは「河

川工事」と「維持」と、いうことで書かれておりますので、当時我々もそういう形で考えておったんですけれども、やはり一般の方にとってどちらが分かりやすいのかな、と考えたときに、「整備」はどうしても「つくる」というイメージが強いので、その機能をキープするという意味では、「整備」と「維持」とを分ける方が分かりやすいのと、それ以外のいろんな方策の中で、施設を整備する、という方策を入れておりますけれども、そこにも機能の「維持」という言葉を併記してありますので、その意味で、河川・下水道につきましても、「整備」と「維持」とに分けさせてもらいました。

角松委員       ご趣旨はわかりましたけれども、おそらくそうすると、条例化するときには河川法に従った用語法にしなければいけないので、逆に、県民の方が両者を見比べて、おかしいと思ったりする懸念は無いんでしょうか。

道奥部会長     今の先生のご指摘でいきますと、条例を作ったあとに「維持」が消えてしまうんですね。

山内総合治水課長       それは法制のチェックの中で、ということですか。

角松委員       そうですね、それはもう、法制の考え方だと思いますけれども、あえて河川法と異なる用語を使う、というのも、ちゃんと定義さえしていればそれは問題はないだろうと思います。でもちょっといろいろ、仕事が面倒になってくるかな、という気はします。たぶん合わせておいた方が無難だということになると、いま部会長がおっしゃったように、条例ができた後に見た方は「維持が消えちゃったよ」と思うというのは、あんまり良くないように思います。それでもその方針で行くということであれば、せめてどこかに、今回河川法とちょっと違う用語法をわかりやすさを優先して使っているよ、という断り書きを入れておいて、条例化するときに、そこまで書くかどうかはわからないことをあらかじめ予告しておいた方がいいかなと思います。

山内総合治水課長       わかりました。これから検討させていただきます。

道奥部会長　　そうですね、はい。お願いします。その他に。

角松委員　　細かい点ばかりで恐縮なんですけど、あ、これは必ずしも細かくありませんね。方策編の6頁のところの、技術基準に適合したというところを今回入れられたということで、この技術基準がどうなるのか、あるいは、いつどういう形式で決まるのか、見落としているかもしれませんが、どのあたりに書いてあるのでしょうか。あるいは今後明らかにされるのでしょうか。

山内総合治水課長　　今日お示ししております資料の中では、委員おっしゃったところまでは書き込めておりません。考え方としましては、規則の中で、技術基準として細かいところまで定めるのか、さらにその下で定めるのか、ちょっとそこまで決めてませんけども、いずれにしましても、この条例の施行に合わせて、この技術基準についても定める予定にしております。

角松委員　　そうすると、多分これをご覧になった方は、1ha以上は造ることになるということはわかったということで、あとは資料の中では、指導要領が強調されているわけですね。その点以外は指導要領以外と多分同じ内容になるんだろうなと予測することになると思いますが、それでよいでしょうか。

山内総合治水課長　　そのところは第6頁の第1項で、開発をしようとする方には努めてもらいます、ということで、すべからく開発される方には努めていただく。で、第2項で、1ha以上については技術基準にもとづく義務として取り組んでいただくということで、裏をかえせば、1ha未満については努力義務と読んでいただけるということで、今ここに書いておりますけれども。

八木下総合治水課副課長　　この調整池の義務化のところについては、今、我々も鋭意検討中の所で、その基準をどこでどう示すかというところまでは、確かに、書いてございませんで、基本的には、8頁目の、解説の(7)で、一応現時点では、行政指導において求めているものをそのまま条例化しようと考えているという、考え方は示しています。ただし、その下に書いていますように、今回義務化というこ

とになりますので、その財産権等の問題もあってですね、今、検討中ということ  
です。一応ここで、我々の思いとしてはこうだ、ということは書いております。

角松委員 わかりました。現状の内容そのままを基本に検討されているという  
ことであれば、特に異議はありません。むしろ、もし変更を予定されているのであ  
れば、このままだと、読む人は現状の内容が維持されることを予見するので、変更  
の線が強いのであればそれを書き込んでおくべきかと思ってお尋ねした次第です。

あとすいません、また細かい点なんですが、19頁のところですが、-2のと  
ころで、所有者を所有者「等」を入れたところは、どういう含みでしょうか。

八木下総合治水課副課長 これについては、もともと「所有者」という書き方を  
してたんですけど、水田とかため池とかになると、管理者とかという概念もでてく  
るのかな、と。この辺りはもう少し法制的には詰めが必要なんですけども、現時点  
で「所有者」だけで限定するのはまずいんじゃないかということで、管理者等を含  
むということで「等」をつけさせていただきました。

角松委員 わかりました。その前のところで出てきた、内在的制約と関係づけ  
るという考え方は、私も何回か申し上げていたところなので、たぶん最終的にはそ  
こと平仄<sup>ひょうそく</sup>を合わせておく必要があると思います。所有権に基づく内在的制約で行く  
と、ここで「等」をつけて管理者も含める理由を説明しなければならなくなるので、  
その+ について矛盾が生じないような表現を工夫していただく必要が出てく  
るのではないかと思います。

あとすいません、細かい点ばかりで恐縮なんですが、24頁、25頁の、水防  
法と地下街の関係です。現状、水防法15条で、地下街を定めれば水防法が適用され  
ると、しかしそれが定められないことによって適用されない地下街等もあるから、  
それにも何らかの方策が必要だろうという流れだろうな、というふうに理解しまし  
た。もう少しその辺りを説明してもらえるとより良いのではないかと思います。  
と申しますのは、「市町が計画を定めれば水防法の対象にできるんだったら、大事

なところは全部定めているはずだろう」とも考えられるわけですが、そうならない現状があるということだと思います。その点の説明があると、その2つの関係の趣旨がよりわかりやすいんじゃないかと思います。

あ、ごめんなさいもう1点、33頁の解説(2)の「11頁」は「12頁」の誤記かと思いますので、ご訂正をお願いできればと思います。

道奥部会長        ああ、「12頁」。解説(2)ですね、はい。

その他いかがでしょうか。はい、お願いします。

酒井委員        今、角松先生からも言われた水防法ですが、この書き方だとういう場合に対象になるのかならないのか、他に基準があって、なる・ならないが外から決められるのかと読めてしまったので、どういう基準なのか聞こうかと思ったんですが、一番最後のところに、対象になる場合には避難の確保を図るための計画を作成し公表するとあります。私の不勉強で、具体的にどんなものが出されているか知らないものですから、どういうところから得られるのか教えてください。それから、以前に仕事で調整池の具体的基準作りとかをしたことがあるんですけど、調整池になると、たとえば計画降雨も河川の1/50とか、かなり大きな雨を対象にして、それで開発に伴う流出を増やさない、という話になってくるわけですね。で、実際、私が住んでいたところの経験で、そういう地区の中で団地の駐車場を増設する。これも開発行為にあたるということで、そこにもまた調整池を作りなさいと。でその開発、もともとの基準自体は流出率0.9くらいで、そこには大きな調整池があるんですけど、その中でさらに作りなさいということで、ダブルで開発区の中での開発、そういったことも1haくらいだと起こりえますよね。私はそういう場合には開発区の中でも減らす努力は最大限するべきだろうと思います。基準を新たに作られるときに、開発地区の中での流出抑制、それを熱心にやってる場合と、ほとんどしてない場合で調整池の方の規模・大きさ、そういったものが変わってくるのか。これは基準作りの方の問題ではあるんですけど、これだけ見ると、開発区

は増やさないで、減らす方はどちらかというとな既成の市街地の中を対象にしているというふうに読めるんですけど、その辺の理解はどのようにしたらよろしいのかどうかお聞きしたいと思います。

道奥部会長 はい。

山内総合治水課長 1点目の、水防法の関係ですけども、今の水防法の仕組みで行きますと、河川管理者が設定する浸水想定区域の中にあって、洪水時に避難を確保する必要があると考えられる地下街について、市町が地域防災計画の中で位置づける。で、位置づけた地下街に対して、市町は洪水予報等の伝達方法を定める。で、地下街の管理者あるいは所有者は避難確保の計画を策定して公表するという仕組みになっています。で、最初の入口が浸水想定区域内ですべからくではなくて、その中でも必要と判断したものを市町が計画に位置づける、というところからスタートしますので、そこに一つの判断があります。そういう意味で、こういう記載になっています。

で、現状はですね、それぞれの市町で地域防災計画に位置づけられたものにつきましても、避難計画等についても定められております。それ以外にも、水防法の定めがない地下街等においても、自主的に、避難のありようを整備されたりしているところも、現実にはあります。ちょっとお答えになってないかもわかりませんが。

酒井委員 この前ニュースで、三宮の地下街も津波のときに浸水する可能性がある、その時に避難のしかた等もまだ決められてないというふうな報道があったんですけど、果たしてその地下街に洪水が浸水した時の避難のしかたなりが本当に定まっているのかな、というふうに思ったんですが、たとえば三宮の地下街はこういう形で避難計画が立てられてる、というようなことは、知ろうと思えば知れるわけですか。

八木下総合治水課副課長 ちなみに三宮の地下街については、浸水想定区域内ということになってないので、地域防災計画には上がっていないはずですよ。ですか

ら、水防法の義務はかかってない地下街になりますが、あとは自主的にそういうことを管理者がされているか、ということになると思います。

次ちょっと調整池の方の説明をさせていただきますと、調整池の今回の資料は、なかなか読み取りづらいところがあると思うんですけど、いま、行政指導でやっています調整池の設置指導の対象は、開発の単位として流出係数が増大するもの、ということで、調整池の設置をしていただくか、いただかないかを判断しております。ですから、従前がたとえば農地ですとか、山林を住宅地とか工場とかに開発しますと、これは一応、我々要綱の中でも流出係数を地目によって決めてるんですけど、流出増になるという判断です。ただし、従前が宅地になっていて、宅地から宅地とか、宅地に近い状態から駐車場にするとか、はい。

酒井委員　　まあ市街地再開発みたいなことであれば、増えないかもしれないと。

八木下総合治水課副課長　　再開発の場合はたぶんほとんどが元々の宅地を宅地にするので、対象にはならないという判断をしています。まれに区画整理なんかで、農地をひっくるめて区画整理をされる場合には造っていただいたりしている場合もございます。ですから、開発の単位として見て、流出増になるかならないか、というところで、対象にする開発にするかというのを判断しています。

要は、いま委員おっしゃられたように、ザクっと宅地としてもともと大きな範囲で調整池も設置してあるような宅地の中で、さらにまた何かやると言うときに調整池を設置してくださいという話は、調整池の設置というよりは、どちらかというの方策 - 1あたりですね、貯留施設を設置してくださいというあたり。それで今考えている枠組みでは、そういうものについても、推進計画で位置づけたものについては義務的にやっていただくということを考えていますので、どのくらいその義務を課すことができるかという話はあるとは思いますが、あるいは義務を課さなくても努力義務はかかっているというような形になるかな、と考えています。

角松委員　　確認ですが、現在の開発の定義というのは、都市計画の開発行為の

概念をより狭める形で、その内で降雨による雨水の流出増大をもたらすもの、に限定して考えているということになりますね。それで、現在、指導要領の開発については、列挙などで定義が明確になっている、どれがあたるかあたらぬか、かなり具体的にされていると理解してよろしいでしょうか。

八木下総合治水課副課長 指導要領の方では、特に列記はしていません。流出増をもたらすものという書き方しかしていません。それで、個別に我々が案件ごとに判断しているというのが実情です。ですから、今回、条例化ということにあたっては、その辺りもう少しきちんとしていく必要があるんだろうとは考えています。

角松委員 とすると、現状としては、流出量の増大をもたらすかどうかは、開発の内容を精査しないとわからないということになるわけですね。やり方としては、たとえばナニ法に基づく開発だったら当たる、ナニ法によるものだったら当たらないというふうに、類型で分けられれば簡単だけど、たぶんそう簡単なものでもない。だとすると、ある種の事前指導の仕組みのようなものを入れておかないと、今後、開発者には予測がつかないということになるわけでしょうか。

八木下総合治水課副課長 そうですね。

角松委員 だとすると、そのしくみを入れ込まないと、開発にあたるかどうか開発者にわからないとなって、ちょっと困っちゃうんじゃないかと思いますが。

酒井委員 具体的にこれから想定される開発の中に、都市の市街地再開発みたいなことがかなり多くなると思うんですけど、そういうところは、もともと流出係数が高いところを新たに、たとえば建蔽率なんか減らして、緑地やそういう部分も増やすので、かえって減る、あるいはそういうことを方針にした方が環境にやさしい何とか、というようなことも謳えるんで、そういうことが増えるんじゃないかと思うんですけどね。

八木下総合治水課副課長 再開発については、ちょっと今までの調整池指導の考え方が、やはり、従前に比べて流出増になるということのキャンセルというか、そ

うという意味でやってもらってますので、再開発の場合にはやはり調整池の義務付けというのは難しいのかなというふうに考えています。ただ、再開発にあたって、この方策の - 1 のような形ですね、そういうことを非常に強く考えていただくようになれば。そのためにも、この条例があればそういうことやってもらえるのかなと思っています。

角松委員からご指摘があったように、たしかに、調整池の義務化については、対象がどうなるのかというところから、法制的にはこれから我々、気合を入れて詰めていかないといけない部分だと思っております。

道奥部会長 はい、お願いします。

田中丸委員 私は、総則の大枠についてお伺いします。6頁ですけれども、「総合治水推進計画」という記載はそもそもあって、今回それを「総合治水推進協議会」というところで計画作成にあたるということ。それからそれを地域ごとにやるので、「地域」というのはどういうものかということが解説の中で定義されている。この辺が今回の修正案でかなり大きく変わったというか、追加されたところかなと思いました。

次の7頁には「総合治水推進計画」の中味が、具体的にどういうものなのかということにも言及されていますけれども、この構造はわかったのですが、その一方で、流域単位に「河川整備計画」がほぼタイミング的には出そろいつつあるところで、そしてその「河川整備計画」の中にも、河川そのものの工事が主体であるとはいえ、流域のこと、それからさっきの方策の最後のほうにも出てきましたけれども流域内でのソフト対策のこと、いろいろ、たぶんここでいうところの「総合治水推進計画」の記載内容とある程度関連を持つ、あるいはもしかしたら中味がかなり重複するかもしれないという内容も含まれているということがあって、もともとこの「総合治水推進計画」と「協議会」との関係が、たとえば河川管理者が「河川整備計画」を策定する際、広く流域住民の意見を聞くために、地域住民及び学識経験者

を呼んで、「河川整備委員会」を置くというようなこととちょっと似ているといえ  
ば似ている。範囲が地域ではなく流域になりますけど。そうしますと、この河川法  
で定義された河川整備基本方針・河川整備計画と、どっちが広いとかそういう話で  
はないのかもしれませんが、やることの仕分けというか位置づけを教えてい  
ただきたい。

道奥部会長　　お願いします。

八木下総合治水課副課長　　そのところ我々、今、中で検討というか、どう示す  
のかを考えているんですけども、まずは河川整備基本方針・河川整備計画という  
のは、委員おっしゃっていただいた通り「河川」の計画でございます、この「総  
合治水推進計画」の中で河川はどのような位置づけかということ、方策のひとつになり  
ます。ですから、河川の計画については当然「推進計画」の中の一部ということに  
なるんですけど、法律的な位置づけから言うと、河川法に基づく法定計画というこ  
とで、かなり上位的なものになるという、ちょっとその辺で、ねじれみたいな形に  
はなると思います。ただそれは、お互いに整合していればいいという話になるんだ  
と思っております。で、整備計画については、今、現状で県内97水系あるんです  
けど、17でしたっけ、基本方針は約30くらいの水系で作っているんですけど、  
整備計画はまだ17くらいしかできていない、まあ、主要な水系についてはだいぶ  
できてきてるんですけど、まだこれからだいぶ作っていかないといけない状態にな  
っています。それで、その整備計画と「総合治水推進計画」との整合性という点で  
いうと、河川整備計画あるいは基本方針の中で、流域対策によるカット分を見込む  
か見込まないかというところが一番関係として大きな部分だと思っております。で、  
実際には、武庫川流域では基本方針・整備計画で、相当いろいろな経緯もあって、  
流域対策を最終的にこれくらいやるんだ、という目標をきちっと掲げた上で、河川  
の対策の方にその流域対策があるものとして見込んで、基本方針・整備計画を立て  
ています。ただ、他の水系については今できている整備計画は、全然そんなことを

考えてません。それで、武庫川のときにあった経緯を考えますと、やはり、その流域対策の確実性というんですか、それを見込める確実性が相当担保されないと、河川整備計画の中で見込むのは難しいという状況でございますので、どちらかという  
と、基本方針・整備計画は、今のような形であってですね、+ で流域対策がある  
という形にならざるを得ないのかなと思っております。まあ、その辺り詰めたかっ  
たんですけれども、ちょっと詰まりきってませんので、これくらいの説明しか今で  
きないんですが、そういう考え方になるかと思っております。

田中丸委員 先ほど、河川整備計画が出揃いつつある、と話をしたんですけど、  
実際の数としてはそういうことですか。

八木下総合治水課副課長 そうです。

田中丸委員 市川とか千種川とか、そのクラスの河川をイメージしてしまして、  
これからやっていくところは、主に小河川が多いだらうと思えますけど、そこは、  
同時進行的になるという理解でよろしいですか？

八木下総合治水課副課長 はい。

田中丸委員 ただ、ちょっと内容的にダブること、あるいはリンクして考えなき  
ゃいけないというようなこともだいぶ入ってくると思うので、どっちが先かという  
ようなこともあろうかと思いますが、どちらも県がやっているという意味では、ち  
よっと位置づけを整理しないと、たとえば、同じことを時間をかけて繰り返す、で  
も論じている場は違う、というようなことも予想されるのかなと懸念しています。

あと、もう1点だけですけど、関係があると申し上げた河川整備計画に関しては、  
当面の20～30年という目標の期間の定義がありますが、ここでの「総合治水推  
進協議会」が策定するであろう「総合治水推進計画」に関しては、その辺はどうお  
考えでしょうか。いま見た限りは、そういう概念は出てきてないようには見えまし  
たけれども。

八木下総合治水課副課長 そこも、明確に今示してないんですけど、今後、条例

ができれば、実際モデル的に作っていく中で、その辺はきちっと考えていく必要があると思っています。河川の場合は河川管理者が行う河川整備ですので、基本計画でまず最終的な目標というのをきちっと立てます。その中で今後20～30年の目標ということで、整備計画を立てることができます。ただ、流域対策については、それぞれ、誰が何をやるのかというところの、管理主体がいろいろあって、極端なことを言えば、個人も入ってきたりするわけで、最終的な目標というものをどういう形で作るのか、という辺りもあって、ある程度は将来目標を持ちながら、近々にやることを、具体的に決めていくという、やはり河川の計画と同じように、将来目標と近々の目標というのが必要なんだとは思っておりますが、その辺りについてはちょっとモデル的にやっていく中で、どこまで書き込めることが可能かというのは考えていく必要があると思っております。

道奥部会長　はい、あの、いま意見交換ありましたように、河川整備計画に全く触れないで総合治水対策の記載をするというのは若干・・・絶対深く関わっていますので、どこかに河川整備計画との関連性は記載する必要性はあるのではないかとということだと思っておりますよ。で、可能性としては、総合治水対策が進んだら、河川整備計画の見直しもあり得るわけですよ。絶対ないとは言い切れないわけで。定量的に評価はできない場合がほとんどだとは思いますが、場合によっては、武庫川なんかにも先にその逆の順番で来ているわけですから、河川整備計画が見直されないという保障は無いわけで、ですから、そういう意味で河川整備計画との関係というのは、やはり総合治水対策の中で一言は触れておく必要があるのではないかと、ちょっと今の意見交換で思いました。あまりにも一言もキーワードとして出てこないのは、全く別物ですよと強調しているように見えますので、そうじゃない、と実際は。

その他、いかがでしょうか。

吉田委員　細かいことですが、私も。2 - 2の15頁の「協同」という字が変わ

ったのは、単なる変換ミスだったのでしょうか、意味が変わったのかどちらでしょうか。

道奥部会長　　いかがでしょうか。

八木下総合治水課副課長　　これについては、ちょっと漢字を間違ってたかなという事で、意味合い的には、今回修正した方の「共同」だと思っております。

吉田委員　　わかりました。

井上委員　　私も細かいことですが、26頁ですかね。浸水防止の教育のことは書いてありますが、「避難」ということが書かれていないんですけれども、総合治水ですので、やはり避難まで考えて、それはインプリシットに入っていると言えば入っているんですけど、どこかで。「避難」という言葉は地下街のところでは出ないの、ちょっとどうなのかな、という気はしました。

道奥部会長　　はい。今日は3回目ですので、むしろ、細かいところ、お気づきのところをいっぱい言っていただきたいと思います。

総則資料2 - 2の1、1頁目ですが、上の方ですね。人工林の倒木や、山腹の崩壊等で発生した流木とあるんですけど、流木というのは人工林だけじゃないですね。河道の中もありますし。

それと、その下に「災害に強い森づくり及び土砂の流出対策」とありますけれど、「流出対策」じゃなくて「流出抑制対策」ですか？「流出対策」という言葉があるのかどうか。ちょっと違和感がありました。

それから2頁目ですけども、中ほどに、解説(1)で、気候変化によるものと思われるとあるんですけど、気候変化は絶対にあるわけですね。地球規模とかそういう意味合いではないでしょうか。気候変化というのは普通の現象ですので、あるいは「気候変動」。「変動」と「変化」は違う、という意見もありますけど、ちょっとその辺り。少なくとも、グローバルな話であるということ言われているのではないかと思います。

それから、3頁目の(9)ですけど、環境や景観との調和を図るとあるんですが、環境や景観と調和を図るというのは、何と調和を図るんでしょう。総合治水対策の施設か何かですか。それとも社会そのものですか。何と何の調和というのか、もうひとつ「対」の言葉が無いように思いました。

それから、ちょっと前回は質問したんですが、法律用語でしょうか、4頁目の「事業者」というのは、これでだいたい定義、読まれたら解るんですかね、つまり、「事業所の経営者」という意味でしょうか。これはもしそういう用語があるんでしたら、それで結構ですけれども。ちょっと私は最初、わからなかったんで質問してたんですけれども。

それから、ところどころ「多面的な効果」とかですね、5頁にも書いてありますけど、上の方に。「効果」と書くべきところか、「機能」と書かないといけないよなところも「効果」という言葉を使っているように思いましたんで。「ダムの前放流」のところも、何か「効果」という言葉を書いてありましたけど。ちょっと後でまた申します。

それから、7頁にですね、ひな形をピックアップして最初にやっていく必要があるなという話が、この会でも意見交換ありましたけど、ひな形を抽出して、で、それで進めていく中で、やっぱりあの、一番最初の場合は、社会実験的な意味合い、つまり失敗する可能性もあるという、そういうこともあるかと思うんですね。ひな形を抽出してそのまま突っ走れるかどうかわかりませんので、特にフォローアップという形で、フォローアップの中にやり直し、PDCAという意味合いが含まれているのであれば結構ですけれども、社会実験的な意味合いというものが、最初のトップでやるような2、3の場合は必要なんじゃないかなと思った次第でございます。

とりあえず、それだけ言っておきまして、その他、委員の方から。

田中丸委員　いいですか。

道奥部会長　はい、お願いします。

田中丸委員 総則編の5頁、細かい用語の使い方で、この箇所は細かいようである意味大きい意味も持つかなと思っていますが、(9)でインセンティブのことが論じられていて、解説の(9)ですけれど、1行目の後半から見ますと、「公的補助、税制優遇等、インセンティブを与えるような仕組み「も」効果があると考えられます」、の「も」なんですけど、この「も」を使うというところに何かちょっとインセンティブの扱いがかなり何というか付随的というか、でも一方でいろいろリクエストが多い箇所でもあるわけですね。で、結構、インセンティブがあるとないとでは普及のしかたがだいぶ違うとか、結構意味を持っているもののように思われつつも、何かスタンスとしては理想論的にいろいろ県民が努力しながらやっていきたいと述べながら、インセンティブもそれなりに効果がありますね、みたいなニュアンスを感じます。この「も」の使い方に関して。細かいことでちょっと申し訳ないんですが、その点いかがでしょうかね。

道奥部会長 そうですね。リクエストが非常にたくさんありましたですね。我々の方からもね、申し上げましたけれども。

山内総合治水課長 いろんな、ここに書いています費用的な補助もあれば県の方で説明の中にもありましたけど指針的なものを整備するという、こういう推進策というか、支援策といいますか、インセンティブの中には幅広くあると思いますので、たしかに今回パブコメの意見、市町の方からいただいた意見の中にもこの論点の意見は非常にたくさんありましてですね、しっかりこれについては考えていく必要があるというふうに考えています。

道奥部会長 その他いかがでしょうか

井上委員 よろしいでしょうか

道奥部会長 はい、お願いします。

井上委員 先ほどの話の蒸し返しで恐縮なんですけど、調整池のことなんですけれども、方策編の8頁の一番下の(7)では、「被害が生じないような規模」という

書き方がしてあって、先ほどは「雨水からの流出が増えない」という「増加させない」という書き方だったんですけど、ちょっとその、被害と雨水の流出とがイコールなのか、そこがちょっと疑問なんですけど、いかがでしょうか。

道奥部会長　　いかがでしょうか。

八木下総合治水課副課長　　今やっている調整池の指導というのは、基本的には被害が生じないようにということでやってまして、その計算の方法としては、開発地ですね、流域、そこへ流れ込んでくる流域もひっくるめて下流の河川あるいは水路の流下能力見合いで調整してもらおうということでやってます。実際、開発そのもので発生する流出増よりも大きな、それ以上の調整をしてもらっているというのが現状ではございます。ですから、直接的にイコールかといわれますとイコールではない、流出増分と開発分がイコールではないというようなことにはなってます。だから、そのところは、下流での浸水被害をどこまで軽減するかというようなところで、目的としては、下流での浸水被害を防ぐということになっています。

井上委員　　はい。

道奥部会長　　今のことと関連するかもわかりませんが、言葉の使い方として、総合治水対策というのは、少なくとも災害の「防止」じゃなくて最小化・緩和ですよ、哲学は。そういう意味で、たとえば先ほどの方策の26頁のところですね、  
の浸水被害の防止に関する、と「防止」と書いてしまってるんですね。それはちょっと総合治水対策の理念とは違うんじゃないかと。preventionじゃなくて、mitigationだと。ちょっと、防止という完全に歯止めをかけるんだという言葉の使い方については、ちょっと注意が必要じゃないかなと思います。最小化とか緩和とかそういう意味合いだと思います。

その同じ資料の1頁目で、先ほどちょっと言いかけてました、  
の方策の(5)の「事前放流の実施等、洪水調節効果を増進させるダムの適切な維持管理等」このところはちょっと引っかけたんですが、洪水調節「効果」とありますけど、こ

これは「機能」じゃないかなというふうにも思いますし、ダムの「維持管理」とありますけど、「維持管理」はメンテナンスで、ここでは事前放流なんてのはオペレーションですから「運用」ですよ。という言葉の使い方がちょっと。「効果」と書いてあるところですね、「機能」と書くべきじゃないかと思うところが何か所がありましたので、ちょっとその辺り、ご検討いただきたいと思います。

3頁のところ、真ん中ほどなんですけども、下線を引いてあるところの「効率的な河川整備」とかですね、河川改修とか、この河川整備と河川改修、言葉を分けておられるんですけど、もし意味が同じであれば、どちらかに統一された方がいいかなと思いました。それから同じく7頁ですが、図の中で「流出係数増」という表現がありますが、他のところでも流出係数増と書かれずに、流出増と書かれていますので、流出係数が増えると言いますのは解析的な話で「流出増」ではないかな、と思います。

それから、同じく11頁で の3行目ですけど、流出雨水量の増加という、ちょっとこの言葉も引っかかったんですけど、流出雨水量という、そんな表現するんですかね。しないですね。

脇舛総合治水課副課長 都市浸法でこの表現がありましたので。

道奥部会長 けれど、降った後は雨水とは言わない。

脇舛総合治水課副課長 はい、また、検討いたします。

道奥部会長 18頁で、環境への関心を「醸成」とあったんですが、関心を醸成するというのはちょっと何か、表現として違和感があるなあと思います。

それから19頁ですね、 - 2ですけども、貯留浸透施設の設置した施設（以下、「貯水施設」と省略されてるんですけども、浸透施設も貯水施設というふうに入ってしまうんですけど、どうされるか。ちょっとなんかおかしいですね。

それと21頁で、森林のことを書いていただいています。で、この森林整備による保水力の維持はわかるんですけど、向上という言葉がありまして、もし森林を整備し

て保水力が向上するのであればですね、河川整備計画もそういう風に考えなおさないといけないんですけど、河川整備計画はそういう考え方は取っていないと思いますね。ですから、向上じゃなしに、回復とか、もとどおりにする、とか本来の機能・保水力を戻すとか再生とかそういう話で、向上はないというスタンスだと思います。ちょっとこの辺りも表現を考えていただければよろしいかと思います。

あと、ところどころ「～してもらおう」という表現は、ちょっとこの文書にはあまりなじまない表現だと思いますので、その辺り語尾を直していただいたらと思います。

その他いろいろ、委員の皆様ご意見ございますでしょうか。

田中丸委員 はい。

道奥部会長 はい、お願いします。

田中丸委員 文言のことでたまたま気がついた表現ですけど、方策編25頁、アンダーパスに関する記載ですけど、中ほどよりちょっと上の(4)、アンダーラインがあるところの表現ですが、「冠水状況がわからない等のおそれのある道路アンダーパス部」という長い表現で非常にわかりづらく、「冠水状況がわかりづらい」とか、それくらいのことでもいいような気がしました。

道奥部会長 その他 いかがでしょうか。

あの、骨子案とはちょっと違うのですが、先ほど市町からの意見交換でご紹介いただいた参考資料2-1です、2番目ですけど、施策の推進にあたり市町に負担が生じないようにしてもらいたいと、こういうリクエストがありますが、これ今、県民には負担をお願いし求めようとするそういう条例を作ろうとしているので、県民が痛みを負担をする中で市町が負担はしたくないと、こういう表現、ちょっと考え方おかしいと思うんですね。で、それに実際どういうふうに回答されたかを見たんですけど、参考資料2-2で3頁目、いちばん上くらい、「市町の負担にならないようにおねがいしたい」と要求がありますが、一番上の13番くらいですか

ね、12, 3番目くらいの意見番号ですけど、これに対し県の考え方を回答されるんですが、「負担をお願いします」ということは一言も書かれてないんですね。つまり、市町に対し、市町は負担を生じないようにしたいと、してほしいというようなことに対して、これに対する県の回答がどうもはっきりしてないようですね、そのまま、負担しない総合治水対策になるんじゃないかというふうに受け取られかねないんですけど。

八木下総合治水課副課長　この県の考え方の示し方についてはですね、はっきりと「してください」と書くかどうかというところについては、いろいろ判断も入ってくる場所もあってですね、我々としては今、骨子案を示している中では「県・市町・県民及び事業者が連携し、一体となった取り組みのもとで推進されなければなりません」、この意味としては、要は、痛みを伴うものだという意味でこれを書いておりますので、この言葉をもって我々の気持ちを表しているつもりではあるんですけども。

道奥部会長　若干、表現が軟らかくというか、間接的になってますね。そういうふうに条例が出てきて、こういうふうなリクエストを書いた市町がですね、「あれ？話が違うやないか」というようなことにはならないですかね。

八木下総合治水課副課長　その辺りは、各市町さんそれぞれ財政事情等もある中でのご意見だと思っております、この言葉で通じるんじゃないかというふうには考えております。

井上委員　2 - 1は、県で抜粋されたわけですよ。しかしこっち側の具体的な意見だと、過大な負担は、とか全然負担しないとは言っておられないと理解できるんですけど。あるいはこっち側の3頁、一番上でも「市町負担や開発者の負担増」と、市町のところには「増」という言葉がないんですけど、これはこれで原文どおりなんですか？

八木下総合治水課副課長　市町意見については、これ全部原文使ってます。パブ

コメの方はかなり長いのかあったりして、省略したのもあるんですが、基本的には貼り付けのミスがなければ、原文どおりです。

井上委員 まるっきり「負担しない」と言っておられないわけでもない・・

道奥部会長 でも何かだいが、そうなるだろうけど、市町ごとに温度差がありますね。

井上委員 それはそうですね。

道奥部会長 総合治水対策ひとつでも、市町の協力が得られなかったら骨抜きになってしまうので、その辺りが心配は心配ですね。

角松委員 一番予想できる負担というのは、広い意味での事務負担ということになりますか。様々な取り組みの中で。

八木下総合治水課副課長 今回の条例の方策からいきますと、たとえば、市町の施設で何か貯水施設をしていただくということになると、当然市町の負担になります。それから、耐水化も当然そうなんですけども、後はですね、たとえば、調整池関係でいうと、これ、あまり無いと思ってますけど、事務負担みたいな話が若干、手間がかかるとかっていう、たとえば、開発等の申請があったら知らせてくださいみたいな話もありますので、そういう若干の事務負担が増えるとかですね。あるいは、いろんな方策をするにあたって、啓発活動するとかいうのも、やっていただくとすれば事務負担になりまじょうし、あるいは、内水ハザードマップなんていうのは市町で作っていただくべきものなので、それを推進しようとするれば、そのための経費が必要になるというようなことは考えられると思います。

角松委員 わかりました。

道奥部会長 ハザードマップは水防法で、法律で決まっているので・・

八木下総合治水課副課長 あの、内水ハザードマップのことです。

道奥部会長 あ、内水か。はい。

角松委員 それであれば、3頁の に対する「市町には事務は発生しないのか。

事務が発生した際、手数料等はあるのか。」に対する右の答えで、「費用負担は考えていません」と、ある意味、県の明快な答えが示されているかなと思います。たぶんその意味で、負担は覚悟していただけるのではないかなと。

道奥部会長　取り越し苦労であればいいと思いますが。

その他いかがでしょうか。

まだ、細々としたことはまだお気づきの点があるかもわかりませんので、また次の企画部会までに意見をいただくことにいたしましょうか。どうせ修正もいただきますしね。

ちょっとその辺りでとりあえず今日、予定の時間もすでに来てしまいましたので、ここで議論を一度終わりにして、これからのスケジュールですね、議題の2ですけども、これについてちょっと説明をお願いします。

八木下総合治水課副課長　それではスケジュールについて説明させていただきたいと思います。資料3をお願いいたします。

スケジュール案ということでございますが、現在11月16日第3回企画部会でございます。最初から感じていただけてますように、非常にタイトな工程の中で進んでおりまして、次回第4回企画部会を12月上旬に予定しておりまして、その後12月中旬には河川審議会から最終の答申をいただきたいというふうに思っております。

それで今、道奥部会長からお話いただきましたように、本日もかなりたくさんのご意見をいただいております。それで、非常に細かい文言の話とかも多々ありますので、まことに申し訳ございませんが、ちょっと期限を切らせていただきたいと思うのですが、ご意見を伺う期間を設けてですね、お聞かせいただいた上で、次の第4回にその修正関係全てお示ししていきたいというふうに思います。あとは第4回の企画部会においては、企画部会から河川審議会に対する最終報告について議論していただきたいと思っておりますので、我々もその修正作業とあわせて、事務局と

して最終報告の素案といいますか、その辺り考えさせていただいて、事前に部会長にも見ていただいた上で、第4回企画部会でお示しさせていただきたい、あるいはできれば時間的に間に合えば、事前に見ていただいたうえで、第4回を開催という形に持っていきたいというふうに思っております。

道奥部会長 はい。どうもありがとうございました。ということで、会議でこの骨子案を再度、会議形式でご相談する時間がどうもなさそうで、この第4回は、審議会の方に上げます素案をご審議、最終報告案をご審議いただきたいと思いますので、できればそれまでにこの素案、まだいただき切っていないご意見を反映した、この骨子案の修正をしていただいて、この第4回ではもう、あったとしてもマイナーチェンジにとどめる程度の、また審議会の方でも当然意見交換があって、修正もありえますので、少なくとも部会では、第4回は主にですね、審議会の方に上げる最終報告案についてご相談をさせていただいて、それまでにこの本日の骨子案については、おおよそ固めたいと考えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、じゃあ、そのようにさせていただきまして、やりとりはメール等で意見交換をいただくと。で、最終的にいただいたご意見が反映されているかどうか、私と事務局の方で確認させていただくということで、ご一任いただければありがたいと思います。はい。

それじゃあ、以上で予定しておりました議事を終わります。どうも色々活発なご意見をいただきまして、ありがとうございました。進行を返します。

脇舛総合治水課副課長 道奥部会長どうもありがとうございました。それではこれもちまして、兵庫県河川審議会第3回企画部会を終了いたします。ありがとうございました。

(閉会 午後0時5分)